

液化石油ガスの保安の確保及び  
取引の適正化に関する法律

申請・届出等の手引き

横浜市消防局

令和6年4月

# 目 次

<第1章 販売事業に係る申請・届出等> .....	- 1 -
1 液化石油ガス販売事業登録申請(法第3条第1項).....	- 1 -
2 液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付(閲覧)請求(法第3条の2第3項).....	- 3 -
3 登録行政庁変更届(法第6条第1項) .....	- 3 -
4 液化石油ガス販売所等変更届(法第8条) .....	- 4 -
5 液化石油ガス販売事業承継届(法第10条第3項).....	- 5 -
6 業務主任者等選任(解任)届(法第19条第2項).....	- 6 -
7 液化石油ガス販売事業廃止届(法第23条第1項).....	- 6 -
8 液化石油ガス販売事業報告書(規則第132条第1項).....	- 6 -
9 液化石油ガス販売事業者認定申請(法第35条の6第1項).....	- 7 -
10 認定液化石油ガス販売事業者状況報告書(法第35条の7).....	- 7 -
11 認定液化石油ガス販売事業者承継状況報告書(法第35条の7).....	- 7 -
<第2章 保安機関に係る申請・届出等> .....	- 8 -
1 保安機関認定申請(法第29条) .....	- 8 -
2 保安機関認定更新申請(法第32条) .....	- 9 -
3 一般消費者等の数の増加認可申請(法第33条第1項).....	- 10 -
4 一般消費者等の数の減少届(法第33条第2項).....	- 10 -
5 保安業務規程認可申請(法第35条) .....	- 10 -
6 保安業務規程変更認可申請(法第35条) .....	- 11 -
7 認定行政庁変更届(第35条の4) .....	- 11 -
8 保安機関変更届(法第35条の4) .....	- 12 -
9 保安機関承継届(法第35条の4) .....	- 13 -
10 保安業務廃止届(法第35条の4) .....	- 14 -
11 保安業務実施状況報告書(規則第132条) .....	- 14 -
<第3章 貯蔵施設等に係る申請・届出等> .....	- 15 -
1 貯蔵施設等設置許可申請(法第36条) .....	- 15 -
2 貯蔵施設等変更許可申請(法第37条の2第1項).....	- 16 -
3 貯蔵施設等変更届(法第37条の2第2項) .....	- 16 -
4 貯蔵施設等完成検査申請書(法第37条の3).....	- 17 -
5 貯蔵施設等完成検査受検届(法第37条の3第1項ただし書き).....	- 17 -

<第4章 充てん設備に係る申請・届出等> .....	- 18 -
1 充てん設備許可申請(法第37条の4第1項).....	- 18 -
2 充てん設備変更許可申請(法第37条の4第3項).....	- 18 -
3 充てん設備変更届(法第37条の4第3項で準用する法第37条の2第2項).....	- 19 -
4 充てん設備完成検査申請(法第37条の4第4項で準用する法第37条の3第1項).....	- 19 -
5 充てん設備完成検査受検届(法第37条の4第4項で準用する法第37条の3第1項ただし書き)	- 19 -
6 充てん設備保安検査申請(法第37条の6第1項).....	- 19 -
7 充てん設備保安検査受検届(法第37条の6第1項ただし書き).....	- 20 -
8 充てん事業者報告書(法第82条第2項、規則第132条).....	- 20 -
<第5章 設備工事に係る届出等> .....	- 21 -
1 液化石油ガス設備工事届(法第38条の3).....	- 21 -
2 特定液化石油ガス設備工事事業開始届(法第38条の10第1項).....	- 21 -
3 特定液化石油ガス設備工事事業変更届(法第38条の10第2項).....	- 22 -
4 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届(法第38条の10条第2項).....	- 22 -
<第6章 その他> .....	- 22 -
1 証明願(許可及び届出等の事実の証明).....	- 22 -
2 許可申請等取下届(許可申請等の取り下げ時).....	- 22 -

## 用語の定義について

法とは・・・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律  
(昭和42年12月28日法律第149号)

政令とは・・・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令  
(昭和43年2月7日政令第14号)

規則とは・・・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則  
(平成9年3月10日通商産業省令第11号)

販売事業者とは・・・法第3条第1項の登録を受けた者

認定販売事業者とは・・・法第35条の6第1項の認定を受けた液化石油ガス販売事業者

保安機関とは・・・法第29条第1項の認定を受けた者

保安業務とは・・・液化石油ガス販売事業者が、その販売契約を締結している一般消費者等について行う法第27条第1項第1号から第4号に掲げる業務

貯蔵施設等とは・・・法第16条第1項に規定する経済産業省令で定める量以上の液化石油ガスを貯蔵するための貯蔵施設及び法第16条の2に規定する特定供給設備

充てん設備とは・・・法第37条の4で掲げる供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備

液化石油ガス設備工事とは・・・法第38条の2で掲げる供給設備又は消費設備の設置又は変更の工事

特定液化石油ガス工事設備とは・・・法第38条の10で掲げる液化石油ガス設備工事

経済産業大臣等とは・・・経済産業大臣、経済産業局長及び産業保安監督部長

## 提出部数について

申請及び届出ともに正・副2部の提出。

(申請部数にあつては、窓口での提出の場合となります。)

## 申請及び届出窓口について

横浜市消防局予防部保安課 火薬・ガス保安係

・住所：〒240-0001

横浜市保土ヶ谷区川辺町2-20 消防本部庁舎

(相鉄線「星川」駅より徒歩2分)

・電話：045-334-6407

・FAX：045-334-6610

・受付時間：8:45~17:00 月曜日~金曜日(祝日除く。)

## <第1章 販売事業に係る申請・届出等>

### 1 液化石油ガス販売事業登録申請(法第3条第1項)

#### ○ 申請について

液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、一の指定都市の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあっては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長の登録を受ける必要があります。

#### ◇ 必要書類

次表ア、イに掲げる書類

表ア 共通書類

提出書類	様式等について
販売事業登録申請書	規則様式第1
液化石油ガス販売事業所概要説明書	参考様式第1
販売所に係る案内図	任意の様式
貯蔵施設の位置及び構造説明書※1	参考様式第2
貯蔵施設の構造に関する図面※1	任意の様式
貯蔵施設の付近の状況の図面※1	任意の様式
販売予定地域及び戸数明細表	参考様式第3
保安業務委託状況説明書	参考様式第4
委託先の保安機関の認定の写し及び委託契約書の写し	
緊急時対応を行う事業所の位置及び当該事業所において緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した地図	任意の様式
損害賠償の支払い能力を証する書類※2	
定款及び現在事項全部証明書(法人) ※写し不可	
住民票(個人)	
欠格事由非該当誓約書	参考様式第5又第6
貯蔵施設等設置許可申請書等の写し等※3	

※1 法第11条ただし書きに定める場合は提出不要。その場合は、次項の「表イ 法第11条ただし書きに該当し、貯蔵施設を有しない場合に要する提出書類」に掲げる書類を添付してください。

※2 保険証券、約款及び領収書の写し又は付保証書等

※3 貯蔵施設(貯蔵量3トン以上)を所有して販売事業の登録申請をする場合

表イ 法第 11 条ただし書きに該当し、貯蔵施設を有しない場合に要する提出書類

適用条項  提出書類	規則第 11 条第 2 項						備考
	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	
貯蔵施設を所有又は占有しない理由を記載した書類	○	○	○	○	○	○	任意様式
貯蔵施設又は貯蔵所（高圧ガス保安法）の位置及び構造説明書※	○	○			○	○	参考様式第 2
貯蔵施設又は貯蔵所（高圧ガス保安法）の構造に関する図面※	○	○			○	○	
貯蔵施設又は貯蔵所（高圧ガス保安法）の付近の状況の図面※	○	○			○	○	
当該第一種製造者の製造許可証の写し又は当該第一種貯蔵所の許可証の写し（高圧ガス保安法）	○	○	○			○	
当該事業所等との業務委託契約書の写し			○			○	
当該製造事業者等と資本的関係がある配送事業者に委託している場合は、当該配送事業者との業務委託契約書及び両者の関係を示す書類			○				
液化石油ガス充てん容器等に係る保管等全量委託誓約書（契約書中等で記載がある場合は省略）			○				参考様式第 7
充てん設備許可証の写し				○			
当該充てん設備に係る資料（製造業者、品名、図面等）				○			
充てん設備常置場所付近の状況の図面				○			
充てん作業講習修了証				○			
充てん設備により全量を販売する旨の誓約書				○			任意様式
他の充てん事業者に委託している場合は業務委託契約書の写し				○			
当該組合の登録証					○		
常に液化石油ガスの仕入れができることを確認できる書類					○	○	
当該第一種製造事業者との資本的結合が確認できる書類						○	

※ 高圧ガス保安法における第一種製造者に係る貯蔵施設又は第一種貯蔵所についてのもの

## 2 液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求（法第3条の2第3項）

### ○ 請求について

何人も、市長に対し、液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができます。

### ◇ 必要書類

液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求書（規則様式第2）

## 3 登録行政庁変更届（法第6条第1項）

### ○ 届出について

市長から第3条第1項の登録を受けた者が、横浜市以外の区域内に販売所を有することとなり、引き続き液化石油ガスの販売を行おうとする場合において、第3条第1項の規定により経済産業大臣等の登録を受けたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければなりません。

### ◇ 必要書類

(1) 登録行政庁変更届書（規則様式第3）

(2) 新たな所管行政庁に登録されたことを証する書類

#### 4 液化石油ガス販売所等変更届(法第8条)

○ 届出について

液化石油ガス販売事業者は、法第3条第2項各号の事項を変更したときは、遅滞なく市長に届け出なければなりません。

◇ 必要書類

変更の内容に応じて表ウに掲げる書類

表ウ 液化石油ガス販売所等変更届の必要書類（△印については、必要に応じて添付）

提出書類	変更する事項							備考
	名称・住所・代表者の変更	販売所の所在地の変更	販売所の追加新設	販売所の一部廃止	貯蔵施設の位置・構造の変更	認定保安機関の変更	損害賠償に係る変更	
液化石油ガス販売所等変更届書	○	○	○	○	○	○	○	規則様式第5
液化石油ガス販売事業所概要説明書	△	○	○					参考様式第1
該当する販売所に係る案内図		○	○	○				
貯蔵施設の位置及び構造説明書		△	○		○			参考様式第2
貯蔵施設の構造に関する図面		△	○		○			
貯蔵所の付近の状況の図面		△	○		○			
販売予定地域及び戸数明細表		△	○					参考様式第3
保安業務委託状況説明書		△	○			○		参考様式第4
委託先の保安機関の認定の写し及び委託契約書の写し			○			○		
緊急時対応を行う事業所の位置及び当該事業所において緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した地図			○			○		
損害賠償の支払い能力を証する書類※1		△	○				○	
現在事項全部証明書(法人)	○							
欠格事由非該当誓約書	△							参考様式第5 又第6
貯蔵施設又は全量委託の契約書等法第11条に係る契約書等※2		△	○					

※1 保険証券、約款及び領収書の写し又は付保証書等

※2 「第1章 1 液化石油ガス販売事業登録申請」の必要書類イの表を参照してください。



## 5 液化石油ガス販売事業承継届(法第 10 条第 3 項)

### ○ 届出について

液化石油ガス販売事業者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を届け出なければなりません。

### ◇ 必要書類

承継の種類に応じて表工に掲げる書類

表工 液化石油ガス販売事業承継届の必要書類（△印については、必要に応じて添付）

提出書類	承継の種類					備考
	承継 相続による	承継 合併による	承継 分割による	個人事業者 の法人化	譲り渡し 事業の全部の	
販売事業承継届書	○	○	○	○	○	規則様式第 6 又は 7
届出の内容について説明した書類		△	△		△	
液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書				○	○	規則様式第 7 の 2
液化石油ガス販売事業者相続同意証明書	○					規則様式第 8
液化石油ガス販売事業者相続証明書	○					規則様式第 9
液化石油ガス販売事業者事業承継証明書			○			規則様式第 9 の 2
事業の全部の承継があったことを証する書類			○			
保安業務委託状況説明書		△	△		○	参考様式第 4
委託先の保安機関の認定の写し及び委託契約書の写し		△	△		○	
緊急時対応を行う事業所の位置及び当該事業所において緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した地図		△	△		○	
損害賠償の支払い能力を証する書類※ 1	○	○	○	○	○	
現在事項全部証明書(法人)		○	○	○	○	任意様式
定款(法人)		○	○	○	○	
欠格事由非該当誓約書	○	○	○	○	○	参考様式第 5 又は第 6
承継に係る液化石油ガス販売事業所等概要説明書	○	○	○	○	○	参考様式第 8
承継に係る消費者数明細表		△	△		△	参考様式第 9
戸籍謄本	○					
合併契約書の写し		○				
貯蔵施設又は全量委託の契約書等法第 11 条に係る契約書等※ 2		△	△		○	

※ 1 保険証券、約款及び領収書の写し又は付保証明書等

※ 2 「第 1 章 1 液化石油ガス販売事業登録申請」の必要書類表イを参照してください。

## 6 業務主任者等選任（解任）届(法第 19 条第 2 項)

### ○ 届出について

液化石油ガス販売事業者は、業務主任者又は業務主任者の代理者を選任又は解任したときは、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。

### ◇ 必要書類

- (1) 業務主任者等選任（解任）届書（規則様式第 10）
- (2) 選任される者が法第 19 条第 1 項又は法第 21 条第 1 項の規定に該当することを証明した書類
  - ・ 第二種販売主任者免状の写し又は業務主任者の代理者講習修了証の写し（該当の場合のみ）
  - ・ 選任される者の経歴書（参考様式第 10）
  - ・ 業務主任者を兼任する場合は、規則第 22 条第 2 項の要件に適合することが確認できる書類
  - ・ 認定液化ガス販売事業者の特例を適用する場合は、認定液化石油ガス販売事業者であることを証する書類及び保安確保機器を設置してある認定対象消費者の数等を示した書類

## 7 液化石油ガス販売事業廃止届(法第 23 条第 1 項)

### ○ 届出について

液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス販売事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければなりません。

### ◇ 必要書類

- (1) 液化石油ガス販売事業廃止届書（規則様式第 11）
- (2) 販売事業登録証の写し
- (3) 販売事業を廃止した販売事業者から供給を受けていた一般消費者等について安定供給、書類交付及び保安の確保等が的確に行われていることが確認できる書類

## 8 液化石油ガス販売事業報告書(規則第 132 条第 1 項)

### ○ 報告について

液化石油ガス販売事業者は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況を市長に報告しなければなりません。

### ◇ 必要書類

- (1) 液化石油ガス販売事業報告書（参考様式第 11-1）
- (2) 販売する一般消費者等の数の明細（参考様式第 11-2）
- (3) 委託先保安機関の明細（参考様式第 11-3）

## 9 液化石油ガス販売事業者認定申請(法第 35 条の 6 第 1 項)

### ○ 申請について

液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの販売契約をしている一般消費者等の保安確保機器の設置及び管理の方法が、経済産業大臣が定める基準に適合していることについて認定を受けることができます。

### ◇ 必要書類

- (1) 液化石油ガス販売事業者認定申請書（規則様式第 26）
- (2) 運営管理規程
- (3) 販売事業所に係る案内図
- (4) 認定対象消費者割合明細表（参考様式第 12）
- (5) 保安確保機器明細表（参考様式第 13）
- (6) 保安確保機器の仕様書（カタログ等）
- (7) 集中監視センターにおける常時監視体制概要説明書（参考様式第 14）
- (8) 各販売事業所における監視体制等概要説明書（参考様式第 15）
- (9) 集中監視システムに係るシステム構成等が確認できるカタログ、リーフレット等
- (10) 集中監視センターとの業務委託契約書
- (11) 緊急時出動業務を行う認定保安機関（参考様式第 16）
- (12) 自社の事業所で全部又は一部の地域に係る緊急出動業務を行う場合にあっては、当該事業所から半径 40km の範囲を示す円が図示されている地図

## 10 認定液化石油ガス販売事業者状況報告書(法第 35 条の 7)

### ○ 報告について

認定液化石油ガス販売事業者は、毎事業年度経過後 3 月以内にその事業年度末における販売所ごとの液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数及び認定対象消費者の数をその認定をした市長に報告する必要があります。

### ◇ 必要書類

液化石油ガス販売事業者状況報告書（規則様式第 27）

## 11 認定液化石油ガス販売事業者承継状況報告書(法第 35 条の 7)

### ○ 報告について

第 1 号認定液化ガス販売事業者又は第 2 号認定販売事業者は、合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が 70%又は 50%を下回った場合には、遅滞なく、当該承継の事実を証する書類を添えて、当該承継の日における販売所ごとの液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を、法第 35 条の 6 第 1 項の認定をした市長に報告する必要があります。

### ◇ 必要書類

液化石油ガス販売事業者承継状況報告書（規則様式第 27 の 2）

承継の事実を証する書類

## <第2章 保安機関に係る申請・届出等>

### 1 保安機関認定申請(法第29条)

#### ○ 申請について

保安業務を行おうとする者は、保安業務の区分に従い、市長の認定を受けることができます。

#### ◇ 必要書類

次表オに掲げる書類

表オ 保安機関認定申請の必要書類

提出書類	様式等について
保安機関認定申請書	規則様式第12
保安業務計画書※2	規則様式第13
保安業務に係る事業所の名称、所在地及び保安業務区分ごとの一般消費者等の数	参考様式第17
保安業務に係る事業所の案内図※2	任意様式
保安業務契約を締結している販売所の名称、所在地及び保安業務区分ごとの一般消費者等の数	参考様式第18
保安業務に係る消費者数明細表※2	参考様式第19
保安業務の技術的能力算定表として1～3	
1 保安業務資格者等資格一覧表及び免状の写し※2	参考様式第20
2 保安業務資格者数算定表※2	参考様式第21
3 保安業務用機器数算定表※2	参考様式第22
損害賠償の支払い能力を証する書類※1	
法人の定款及び現在事項全部証明書(法人) ※写し不可	
住民票(個人)	
欠格事由非該当誓約書	参考様式第23又は第24
役員及び構成員に関する書類(法人)	参考様式第25
大口株主リスト(法人)	参考様式第26
保安業務以外の業務の種類及び業務内容に関する書類	参考様式第27
取得する業務区分に応じた点検調査表等	
「他人」に該当しない個人を保安業務資格者等に充てている場合にあっては、契約書等の写し	
<b>緊急時対応を行う場合にあっては、以下の書類も併せて添付してください。</b>	
事業所の位置及び当該事業所において緊急時対応を行おうとする一般消費者等の数の範囲を示した地図	
緊急時の連絡体制、出動態勢等が分かる書類及び緊急時対応に関するマニュアル等の書類	任意様式
夜間に事業所の近隣で緊急時対応に係る待機を行う場合にあっては、当該待機場所の案内図等※2	任意様式

※1 保険証券、約款及び領収書の写し又は付保証明書等

※2 事業所ごとに作成してください。

## 2 保安機関認定更新申請(法第 32 条)

### ○ 申請について

保安機関の認定は、5年ごとに更新を受けなければその効力を失います。

また、その更新を受けようとする者は認定の満了する30日前までに申請することが必要です。

### ◇ 必要書類

表力に掲げる書類

表力 保安機関認定更新申請の必要書類

提出書類	様式等について
保安機関認定更新申請書	規則様式第 14
保安業務計画書※ 2	規則様式第 13
保安業務に係る事業所の名称、所在地及び保安業務区分ごとの一般消費者等の数	参考様式第 17
保安業務に係る事業所の案内図※ 2	任意様式
保安業務契約を締結している販売所の名称、所在地及び保安業務区分ごとの一般消費者等の数	参考様式第 18
保安業務に係る消費者数明細表※ 2	参考様式第 19
保安機関の技術的能力算定表として 1～3	
1 保安業務資格者等資格一覧表及び免状の写し※ 2	参考様式第 20
2 保安業務資格者数算定表※ 2	参考様式第 21
3 保安業務用機器数算定表※ 2	参考様式第 22
損害賠償の支払い能力を証する書類※ 1, 2	
法人の定款及び現在事項全部証明書(法人) ※写し不可	
住民票(個人)	
欠格事由非該当誓約書	参考様式第 23 又は第 24
役員及び構成員に関する書類(法人)	参考様式第 25
大口株主リスト(法人)	参考様式第 26
保安業務以外の業務の種類及び業務内容に関する書類	参考様式第 27
取得する業務区分に応じた点検調査表等	
「他人」に該当しない個人を保安業務資格者等に充てている場合にあっては、契約書等の写し	
<b>緊急時対応を行う場合にあっては、以下の書類も併せて添付してください。</b>	
事業所の位置及び当該事業所において緊急時対応を行おうとする一般消費者等の数の範囲を示した地図	
緊急時の連絡体制、出勤態勢等が分かる書類及び緊急時対応に関するマニュアル等の書類	任意様式
夜間に事業所の近隣で緊急時対応に係る待機を行う場合にあっては、当該待機場所の案内図等※ 2	任意様式

※ 1 保険証券、約款及び領収書の写し又は付保証明書等

※ 2 事業所ごとに作成してください。

### 3 一般消費者等の数の増加認可申請(法第 33 条第 1 項)

#### ○ 申請について

保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を法第 29 条第 3 項の数の範囲を超えて増加しようとするときは、その認定をした市長の認可を受ける必要があります。

#### ◇ 必要書類

- (1) 一般消費者等の数の増加認可申請書（規則様式第 15）
- (2) 保安業務計画書（規則様式第 13）
- (3) 保安業務に係る事業所の名称、所在地及び保安業務区分ごとの一般消費者等の数（参考様式第 17）
- (4) 保安業務契約を締結している販売所の名称、所在地及び保安業務区分ごとの一般消費者等の数（参考様式第 18）
- (5) 保安業務に係る消費者数明細表（参考様式第 19）
- (6) 保安業務資格者等資格一覧表及び免状の写し（参考様式第 20）
- (7) 保安業務資格者数算定表（参考様式第 21）
- (8) 保安業務用機器数算定表（参考様式第 22）
- (9) 損害賠償の支払い能力を証する書類（保険証券、約款および領収書の写し又は付保証明書等）
- (10) 事業所の位置及び当該事業所において緊急時対応を行おうとする一般消費者等の数の範囲を示した地図

### 4 一般消費者等の数の減少届（法第 33 条第 2 項）

#### ○ 届出について

保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を法第 29 条第 3 項の数の範囲を超えて減少したときは、遅滞なく、その旨を認定した市長に届け出なければなりません。

#### ◇ 必要書類

- (1) 一般消費者等の数の減少届書（規則様式第 16）
- (2) 保安業務計画書（規則様式第 13）
- (3) 保安業務に係る事業所の名称、所在地及び保安業務区分ごとの一般消費者等の数（参考様式第 17）
- (4) 保安業務契約を締結している販売店の名称、所在地及び保安業務区分ごとの一般消費者等の数（参考様式第 18）
- (5) 保安業務に係る消費者数明細表（参考様式第 19）

### 5 保安業務規程認可申請(法第 35 条)

#### ○ 申請について

保安機関は、保安業務に関する規程を定め、その認定をした市長の認可を受けなければなりません。

#### ◇ 必要書類

- (1) 保安業務規程認可申請書（規則様式第 17）
- (2) 保安業務規程

## 6 保安業務規程変更認可申請(法第 35 条)

### ○ 申請について

保安機関は、保安業務に関する規程を変更する場合、その認定をした市長の認可を受ける必要があります。

### ◇ 必要書類

- (1) 保安業務規程変更認可申請書（規則様式第 18）
- (2) 保安業務規程
- (3) 変更の詳細が確認できるもの。

## 7 認定行政庁変更届（第 35 条の 4）

### ○ 届出について

市長から認定を受けた保安機関が、横浜市以外の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行うこととなり、引き続き保安業務を行おうとする場合において、第 29 条第 1 項の規定により経済産業大臣等の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければなりません。

### ◇ 必要書類

- (1) 認定行政庁変更届書（規則様式第 19）
- (2) 新たな認定行政庁が交付した認定証の写し等

## 8 保安機関変更届(法第 35 条の 4)

### ○ 届出について

保安機関は、法第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 号の事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければなりません。

### ◇ 必要書類

変更の内容に応じて次表キに掲げる書類

表キ 保安機関変更届の必要書類（△印については、必要に応じて添付）

提出書類	変更する事項				備考
	名称・住所・代表者の変更	保安業務事業所所在地の移転	保安業務事業所の追加	保安業務事業所の一部廃止	
保安機関変更届書	○	○	○	○	規則様式第 20
保安業務計画書			○		規則様式第 13
保安業務に係る事業所の名称、所在地及び保安業務区分ごとの一般消費者等の数			○		参考様式第 17
保安業務に係る事業所の案内図		○	○		任意様式
保安業務契約を締結している販売店の名称、所在地及び保安区分ごとの一般消費者等の数			○		参考様式第 18
保安業務に係る消費者数明細表		△	○		参考様式第 19
保安業務資格者等資格一覧表及び免状の写し			○		参考様式第 20
保安業務資格者数算定表			○		参考様式第 21
保安業務用機器数算定表			○		参考様式第 22
損害賠償の支払い能力を証する書類			○		※
定款及び現在事項全部証明書(法人)	○	△			
住民票(個人)	○	△			
欠格事由非該当誓約書	△				参考様式第 23 又第 24
役員及び構成員に関する書類(法人)	△				参考様式第 25
事業所の位置及び当該事業所において緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した地図		△	○		
緊急時の連絡体制、出動態勢等が分かるマニュアル等の書類			○		任意様式
廃止した事業所に係る保安業務の引継先等が分かる書類				○	

※ 保険証券、約款及び領収書の写し又は付保証明書等



## 9 保安機関承継届(法第 35 条の 4)

### ○ 届出について

保安機関の地位を承継した者は、遅滞なく、市長にその旨を届け出なければなりません。

### ◇ 必要書類

承継の種類に応じて表クに掲げる書類

表ク 保安機関承継届の必要書類（△印については、必要に応じて添付）

提出書類	承継の種類					備考
	相続による承継	合併による承継	分割による承継	個人事業主の法人化	事業の全部の譲渡	
保安機関承継届	○	○	○	○	○	規則様式第 21
保安機関事業譲渡証明書				○	○	規則様式第 22 の 2
保安機関相続同意証明書	○					規則様式第 23
保安機関相続証明書	○					規則様式第 24
保安機関事業承継証明書			○			規則様式第 24 の 2
事業の全部の承継があったことを証する書類			○			
損害賠償の支払い能力を証する書類※	○	○	○	○	○	
定款及び現在事項全部証明書(法人)		○	○	○	○	
合併契約書		○				
住民票(個人)	○					
戸籍謄本	○					
欠格事由非該当誓約書	○	○	○	○	○	参考様式第 23 又は第 24
役員及び構成員に関する書類 (法人)		○	○	○	○	参考様式第 25
大口株主リスト(法人)		○	○	○	○	参考様式第 26
保安業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び業務内容を記載した書類		○	○	○	○	参考様式第 27
緊急時の連絡体制、出動態勢等が分かる書類及び緊急時対応に関するマニュアル等の書類		△	△		○	任意様式

※ 保険証券、約款及び領収書の写し又は付保証明書等

## 10 保安業務廃止届(法第 35 条の 4)

### ○ 届出について

保安業務の廃止の届出をしようとする保安機関は、遅滞なく、その旨をその登録をした市長に届け出なければなりません。

### ◇ 必要書類

- (1) 保安業務廃止届書(規則様式第 25)
- (2) 廃止した事業所に係る保安業務の引継先等が分かる書類

## 11 保安業務実施状況報告書(規則第 132 条)

### ○ 報告について

保安機関は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度における法第 27 条各号に掲げる保安業務の実施状況、その事業年度における保安業務資格者の数及び保安業務に係る一般消費者等の数並びに法人にあっては、その事業年度中の役員又は規則第 33 条各号に掲げる構成の変更について市長に報告しなければなりません。

### ◇ 必要書類

- ・保安業務実施状況報告書(参考様式第 28)

## <第3章 貯蔵施設等に係る申請・届出等>

### 1 貯蔵施設等設置許可申請(法第36条)

#### ○ 申請について

販売事業者で、貯蔵能力が3,000 kg以上の貯蔵施設を設置しようとする者又は特定供給設備を設置して液化石油ガスの供給をしようとする者は、貯蔵施設又は特定供給設備ごとに、その所在地を管轄する市長の許可が必要です。

#### ◇ 必要書類(共通)

- (1) 貯蔵施設等設置許可申請書(規則様式第28)
- (2) 消防長等の意見書(正本)

※意見書交付申請(第1号様式)は貯蔵施設の所在地を管轄する消防署にて行っています。

- A) 貯蔵施設等設置許可申請書の写し又は貯蔵施設等変更許可申請書の写し
- B) 貯蔵施設等の位置(他の施設との関係位置を含む。)及び構造並びに付近の状況を示す図面
- C) 防火管理の計画

- (3) 貯蔵施設等の位置を示す案内図
- (4) 貯蔵施設等の付近の状況見取図(参考様式第30)

#### ◇ 必要書類(貯蔵施設の場合)

- (1) 貯蔵施設の位置及び構造等の明細書(参考様式第29)
- (2) 貯蔵施設の構造、設備、装置について示した図面(平面図、立面図、詳細図等)

#### ◇ 必要書類(特定供給設備「容器」の場合)

- (1) 特定供給設備の位置及び構造等の明細書(参考様式第31)
- (2) 特定供給設備の構造、設備、装置について示した図面(平面図、立面図、配管図、仕様書、強度計算書、機器一覧表、組立図等)

#### ◇ 必要書類(特定供給設備「バルク貯槽等」の場合)

- (1) バルク特定供給設備の位置及び構造等の明細書(参考様式第32)
- (2) 特定供給設備の構造、設備、装置について示した図面(平面図、立面図、配管図、仕様書、強度計算書、機器一覧表、組立図等)

## 2 貯蔵施設等変更許可申請(法第 37 条の 2 第 1 項)

### ○ 申請について

販売事業者は、貯蔵能力が 3,000kg 以上の貯蔵施設の位置、構造もしくは設備を変更しようとするとき又は特定供給設備の位置、構造、設備もしくは装置を変更しようとするときは、その許可をした市長の許可を受ける必要があります。(軽微な変更工事に該当する場合を除く。)

### ◇ 必要書類(共通)

- (1) 貯蔵施設等変更許可申請書(規則様式第 29)
- (2) 第 3 章 1 貯蔵施設等設置許可申請(2)~(4)」と同様の書類

### ◇ 必要書類(貯蔵施設の場合)

- (1) 貯蔵施設の位置及び構造等の変更明細書(参考様式第 33)
- (2) 貯蔵施設の構造、設備、装置について示した図面(平面図、立面図、詳細図等)

### ◇ 必要書類(特定供給設備「容器」の場合)

- (1) 特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書(参考様式第 34)
- (2) 特定供給設備の構造、設備、装置について示した図面(平面図、立面図、配管図、仕様書、強度計算書、組立図等)

### ◇ 必要書類(特定供給設備「バルク貯槽等」の場合)

- (1) バルク特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書(参考様式第 35)
- (2) 特定供給設備の構造、設備、装置について示した図面(平面図、立面図、配管図、仕様書、強度計算書、組立図等)

## 3 貯蔵施設等変更届(法第 37 条の 2 第 2 項)

### ○ 届出について

貯蔵施設又は特定供給設備の許可を受けた販売事業者は、貯蔵施設の撤去、その他規則第 57 条で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨の届出が必要です。

### ◇ 必要書類

- (1) 貯蔵施設等変更届書(規則様式第 30)
- (2) 変更箇所(技術基準適合状況を含む)の詳細が確認できる書類及び図面
- (3) 貯蔵施設等許可書の写し(貯蔵施設の撤去又は特定供給設備の廃止の場合)

## 4 貯蔵施設等完成検査申請書（法第 37 条の 3）

### ○ 申請について

販売事業者は、貯蔵施設若しくは特定供給設備の設置又は変更の許可を受けた後、その工事が完成したときは、これらの使用前に市長が行う完成検査を受ける必要があります。

なお、これに合格した後でなければ、使用することはできません。

※ ただし、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の完成検査を受け、その旨を届け出た場合を除きます。

※ 必要書類（共通）以外の書類は申請時に添付又は完成検査時に提出すること。

### ◇ 必要書類（共通）

(1) 貯蔵施設等完成検査申請書（規則様式第 31）

### ◇ 必要書類（貯蔵施設の場合）

(1) 施工写真（警戒標、障壁の状況、その他必要なもの）

(2) その他許可申請内容を証明する書類

### ◇ 必要書類（特定供給設備「容器」の場合）

(1) 施工写真（警戒標、障壁の状況、さく等の設置状況、腐食防止措置状況、その他必要なもの）

(2) 耐圧及び気密試験結果報告書（認定品等を除く。）

(3) 材料証明書

(4) 認定品成績書等の写し

(5) その他許可申請内容を証明する書類

### ◇ 必要書類（特定供給設備「バルク貯槽等」の場合）

(1) 耐圧及び気密試験結果報告書（特定設備及び認定品等を除く。）

(2) 施工写真（警戒標、基礎及び障壁の状況、腐食防止措置、その他必要なもの）

(3) 特定設備検査合格証、認定品成績書等の写し

(4) 非破壊検査の記録（特定設備及び認定品等を除く。）

(5) 材料証明書

(6) 計器類、保安設備等の作動及び検査記録等

(7) その他許可申請内容を証明する書類

## 5 貯蔵施設等完成検査受検届（法第 37 条の 3 第 1 項ただし書き）

### ○ 届出について

高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の完成検査を受検したときはその旨の届出が必要です。

### ◇ 必要書類

(1) 貯蔵施設等完成検査受検届（規則様式第 33）

(2) 完成検査証の写し

## <第4章 充てん設備に係る申請・届出等>

### 1 充てん設備許可申請(法第37条の4第1項)

#### ○ 申請について

供給設備に液化石油ガスを充てんしようとする者は、充てん設備ごとに、その使用本拠の所在地を管轄する市長の許可が必要です。

#### ◇ 必要書類

- (1) 充てん設備許可申請書(規則様式第35)
- (2) 充てん設備の構造並びに設備及び装置に関する事項を記載した書類
  - ア 充てん計画書(参考様式第36)
  - イ 仕様書、フローシート等
  - ウ 機器一覧表
  - エ 強度計算書
  - オ その他技術基準に対応する必要な資料
- (3) 充てん設備の使用の本拠の所在地を示す案内図
- (4) 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図(参考様式第37)
- (5) 充てん作業者講習修了証の写し(再講習欄を含む。)
- (6) 添付を省略した書類の一覧表(高圧法の申請と重複するもの等)

### 2 充てん設備変更許可申請(法第37条の4第3項)

#### ○ 申請について

販売事業者は、充てん設備の所在地、構造、設備又は装置を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可が必要です。(軽微な変更工事に該当する場合を除く。)

#### ◇ 必要書類

- (1) 充てん設備変更許可申請書(規則様式第36)
- (2) 充てん設備の構造並びに設備及び装置に関する事項を記載した書類
  - ア 充てん設備の変更明細書(参考様式第38)
  - イ 仕様書、フローシート等
  - ウ 機器一覧表
  - エ 強度計算書
  - オ その他技術基準に対応する必要な資料
- (3) 「第4章 1 充てん設備許可申請(3)~(6)」と同様の書類

### 3 充てん設備変更届(法第 37 条の 4 第 3 項で準用する法第 37 条の 2 第 2 項)

#### ○ 届出について

充てん設備の許可を受けた者は、充てん設備の撤去、その他規則第 66 条で定める軽微な変更をしたときは遅滞なく、その旨の届出が必要です。

#### ◇ 必要書類

- (1) 充てん設備変更届書(規則様式第 37)
- (2) 変更箇所(技術基準適合状況を含む)の詳細が確認できる書類及び図面
- (3) 充てん設備許可書の写し(充てん設備の廃止の場合)

### 4 充てん設備完成検査申請(法第 37 条の 4 第 4 項で準用する法第 37 条の 3 第 1 項)

#### ○ 申請について

販売事業者は、充てん設備の設置又は変更の許可後、その工事が完成したときは、使用前に市長が行う完成検査を受ける必要があります。

#### ◇ 必要書類(2)~(8)の書類は申請時に添付又は完成検査時に提出すること。

- (1) 充てん設備完成検査申請書(規則様式第 38)
- (2) 耐圧及び気密試験結果報告書(特定設備及び認定品等を除く。)
- (3) 特定設備検査合格証、認定品成績書の写し
- (4) 材料証明書
- (5) 計器類、保安設備等の作動及び検査記録等
- (6) 施工写真(充てん設備設置状況、警戒標等)
- (7) 非破壊検査の記録(特定設備及び認定品等を除く。)
- (8) その他許可申請内容を証明する書類等

### 5 充てん設備完成検査受検届(法第 37 条の 4 第 4 項で準用する法第 37 条の 3 第 1 項ただし書き)

#### ○ 届出について

高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の完成検査を受検したときはその旨の届出が必要です。

#### ◇ 必要書類

- (1) 充てん設備完成検査受検届(規則様式第 40)
- (2) 完成検査証の写し

### 6 充てん設備保安検査申請(法第 37 条の 6 第 1 項)

#### ○ 申請について

充てん事業者は、充てん設備について、定期にその許可をした市長が行う保安検査を受ける必要があります。

※ただし、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関の保安検査を受け、その旨を届け出た場合を除きます。

#### ◇ 必要書類

- (1) 充てん設備保安検査申請書(規則様式第 44)
- (2) 保安検査の詳細を記載した書類

## 7 充てん設備保安検査受検届(法第 37 条の 6 第 1 項ただし書き)

- 届出について  
高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関の保安検査を受検したときはその旨の届出が必要です。
- ◇ 必要書類
  - (1) 充てん設備保安検査受検届(規則様式第 46)
  - (2) 保安検査証の写し

## 8 充てん事業者報告書(法第 82 条第 2 項、規則第 132 条)

- 報告について  
充てん事業者は毎事業年度経過 3 か月以内に必要事項を記載の上、市長に報告しなければなりません。
- ◇ 必要書類
  - (1) 充てん事業者報告書(参考様式第 47-1)
  - (2) 充てんに係る供給設備の明細(参考様式第 47-2)



## <第5章 設備工事に係る届出等>

### 1 液化石油ガス設備工事届(法第38条の3)

#### ○ 届出について

特定供給設備以外で、貯蔵能力が500kgを超える供給設備であって、規則第86条の施設又は建築物に係る液化石油ガス設備の設置の工事または変更の工事をした場合は遅滞なく、その旨を当該施設又は建築物の所在地を管轄する市長に届出が必要です。

#### ◇ 必要書類(共通)

- (1) 液化石油ガス設備工事届(規則様式第48)
- (2) 液化石油ガス設備工事届書別表(参考様式第39)
- (3) 液化石油ガス設備士免状の写し(講習受講記録も含めて複写する。)
- (4) ポリエチレン管に関する講習修了証の写し(※該当工事の場合)
- (5) 配管用フレキ管講習修了証等の写し(※該当工事の場合)
- (6) 気密試験記録の写し
- (7) 設置場所案内図
- (8) 施設配置図(平面図)
- (9) 埋設管施工チェックリスト(※埋設管がある場合、参考様式第40)
- (10) 供給管系統図
- (11) 配管系統図
- (12) アイソメ図

#### ◇ 必要書類(容器の場合)

- (1) 貯蔵設備構造説明書(参考様式第41)
- (2) 容器置場構造図

#### ◇ 必要書類(バルク貯槽等の場合)

- (1) 設備工事届に係る技術基準適合状況調査票(参考様式第42)
- (2) 参考様式第42の添付書類欄に掲げる仕様書、写真、認定証等
- (3) バルク貯槽設置状況調書(参考様式第43)
- (4) バルク貯槽・容器附属機器告示基準適合証明書の写し

### 2 特定液化石油ガス設備工事事業開始届(法第38条の10第1項)

#### ○ 届出について

特定液化石油ガス設備工事事業を行うものは、事業所ごとに、当該事業所における事業の開始の日から30日以内に当該事業所の所在地を管轄する市長に届出が必要です。

#### ◇ 必要書類

- (1) 特定液化石油ガス設備工事事業開始届(規則様式第56)
- (2) 特定液化石油ガス設備工事記録の様式(参考様式第44)
- (3) 液化石油ガス設備士免状の写し
- (4) 特定液化石油ガス設備工事事業計画書(参考様式第45)

### 3 特定液化石油ガス設備工事事業変更届(法第 38 条の 10 第 2 項)

○ 届出について

特定液化石油ガス設備工事事業者は、法第 38 条の 10 第 1 項各号の事項に変更が生じた場合は遅滞なく、その旨の届出が必要です。

◇ 必要書類

- (1) 特定液化石油ガス設備工事事業変更届書(規則様式第 57)
- (2) 変更内容の事実を証明するもの(法人登記簿等)

### 4 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届(法第 38 条の 10 条第 2 項)

○ 届出について

特定液化石油ガス設備工事事業者は、特定液化石油ガス設備工事事業を廃止した時は遅滞なく、その旨の届出が必要です。

◇ 必要書類

- (1) 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届(規則様式第 58)
- (2) 特定液化石油ガス設備工事事業開始届の写し又は神奈川県に交付された届出済証の写し

## <第 6 章 その他>

### 1 証明願(許可及び届出等の事実の証明)

○ 証明について

横浜市が所管する法に規定する許可、届出並びに完成検査及び保安検査の実施等の事実について、証明願により証明を受けることができます。(販売事業者登録簿謄本の交付(閲覧)は除く。)

◇ 必要書類

証明願(要綱様式第 33 号)

### 2 許可申請等取下届(許可申請等の取り下げ時)

○ 届出について

許可申請等を取り下げる場合は、「許可申請等取下届書(参考様式第 46)」により届出をして下さい。

◇ 必要書類

- (1) 許可申請等取下届書(参考様式第 46)
- (2) 取り下げる事項等の詳細を記載した書類